

市町村名 那須塩原市

地域の目指す姿(ビジョン、大目標)
高齢者が住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)				
	大区分	中区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
那須塩原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○地域包括ケアシステム構築のため、住民主体による介護予防に取り組む自治会等の団体を支援していくことが必要である。 ○本市においては、地域包括支援センターだけでなく、生活支援体制整備を受託している社会福祉協議会も介護予防への取組を支援しており、徐々にではあるが活動団体が増えている。 ○住民主体であるため、事業を継続できるまでには時間を要する。	地域づくり型介護予防事業の推進 (いきいき百歳体操による通いの場の設置)	通いの場の設置箇所数 R3 46箇所(延べ) <実績値> R4 60箇所(延べ) <計画値>	通いの場の設置箇所数 46箇所 (令和5年3月末)	○	実績値が計画値を下回ったが、コロナ禍でありながらも実施箇所数を維持することができたためとした。	中止となった団体もあったが、新しく取り組む団体もできた。 コロナ禍により、中止が度重なり、通いの場の維持が課題となっている。新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、維持ができるよう支援を行っている。
那須塩原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○地域包括ケアシステム構築のため、高齢者を含む地域住民が生活支援と介護予防に取り組む生活支援体制を整備することが必要である。 ○本市においては、社会福祉協議会に生活支援体制整備を委託し、自治会に「通いの場の設置」や「安否確認」等の見守り活動団体を組織することで、見守り助け合う地域づくりを行っている。 ○自治会によっては、担い手不足により、地域づくりに取り組むことが難しい地区もある。	地域見守り支え合い体制の整備	見守り活動実施自治会数 R3 117箇所(延べ) <実績値> R4 120箇所(延べ) <計画値>	見守り活動実施自治会数 138箇所 (令和5年3月末)	◎	実績値が計画値を上回ったため、◎とした。	社会福祉協議会の支援員と地域支え合い推進員が自治会等の会議に参加しながら、説明及び地域とのコミュニケーションを図ったことで、見守り活動を実施する自治会が増えた。 未設置の自治会等に対し、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、引き続き活動への取組を働きかけていく。 自治会によって、組織規模や地域性など様々であるため、その自治会で取り組みやすい、又負担のない見守り活動を提案していく。
那須塩原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○地域包括ケアシステム構築のため、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進することが必要である。 ○本市においては、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の設置、自治会による見守り活動の設置支援を行っている。 ○認知症地域支援推進員の設置はできたが、認知症に関する市民への理解を周知拡大する事業が不足している。	認知症の人への支援体制の整備	認知症地域支援推進員 R3 9人 <実績値> R4 14人 <計画値>	認知症地域支援推進員 13人 (令和5年3月末) 市及び地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携し、認知症サポーター養成講座や情報通信技術を活用したみまもりあいシステム等の普及啓発の強化を検討していく。	△	実績値が計画値を下回ったため、△とした。	認知症地域支援推進員を中心に、ケア会議や協議体と連携し、認知症サポーター養成講座や情報通信技術を活用したみまもりあいシステム等の普及啓発を行いながら、地域住民や地域の法人等に直接出向き、認知症に関する理解を深めていく。
那須塩原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他							
那須塩原市	②介護給付適正化		高齢化の進展に伴い、介護給付費が拡大している。不適切な給付を削減する一方で利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めると共に、持続可能な介護保険制度の構築するためにも、介護給付費適正化に取り組む必要がある。	適正化主要5事業を着実に実施する。	適正化主要5事業の実施率100% R3 ①要介護認定の適正化 ・認定調査内容等の研修実施 ・半年ごとの審査会委員の入替 ②ケアプランの点検 年15件 ③住宅改修等の点検 ・事前・事後申請全件確認 ・現地確認 年6件 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 年4回 <計画値> R4 ①要介護認定の適正化 ・認定調査内容等の研修実施 ・半年ごとの審査会委員の入替 ②ケアプランの点検 年20件 ③住宅改修等の点検 ・事前・事後申請全件確認 ・現地確認 年10件 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 年4回 <計画値>	①要介護認定の適正化 ・認定調査内容の点検の実施 ・認定調査員や審査会委員を対象として研修の実施 ・審査会において、職種に偏らない合議体の編成や半年ごとのメンバーの入れ替えを実施 ②ケアプランの点検 ・実地指導担当と連携し、実地指導と併せてケアプラン点検を実施 ③住宅改修等の点検 事前・事後の申請について書類点検は全件実施。訪問点検は、未実施 ④医療情報との突合・縦覧点検 国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について実施 ⑤介護給付費通知 対象者全員へ通知を年4回発送	○	概ね達成できている。	適正化主要5事業について計画的に実施している。 ケアプラン点検は、計画値を上回る実績となった。 他方、住宅改修等の点検については、書類確認において、特に疑義が認められた案件がなかったこともあり、未実施という結果となっている。 今後、疑義の有無に関わらず、計画的な点検実施に努める。